

◎新潟県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市柏町2丁目7番2から 同市新産4丁目1番2まで	新	(A)6.5～57.6メートル	8,423.7メートル
長岡市要町1丁目1116番から 同市新産4丁目1番2まで		(B)13.3～130.0メートル	4,872.9メートル
長岡市柏町2丁目7番2から 同市新産4丁目1番2まで	旧	(A)8.4～54.0メートル	6,954.4メートル
長岡市要町1丁目1116番から 同市新産4丁目1番2まで		(B)13.3～130.0メートル	4,872.9メートル
長岡市柏町2丁目7番2から 同市新産4丁目1番2まで		(C)8.6～54.0メートル	7,061.3メートル
同市新産4丁目1番2まで			

備考1 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 国土交通大臣の権限代行区間を含む区域変更
- 3 路線の重用

一部区間一般国道351号、一般国道352号、県道宮本大島線、県道大荒戸越路線及び県道長岡西山線と重用